

大阪府災害廃棄物処理指針検討審議会 議事概要

日時：平成 24 年 12 月 23 日（日曜日）9 時 30 分から 12 時 00 分

場所：大阪府庁会議室

出席者：山本会長、飯田会長代理、児玉委員、藤川委員

大阪市環境局 蓑田施設部長、村上技術監兼施設部施設管理課長、松田舞洲工場長

事務局：大江環境政策監、矢追循環型社会推進室長、磯田資源循環課長、大西産業廃棄物指導課長、資源循環課 佃参事、大西参事、下村課長補佐、小西主査

議題（1）会長の選任について

- 大阪府災害廃棄物処理指針検討審議会規則第4条第1項の規定に基づき、委員の互選によって、山本委員が会長に選任された。また、同規則第4条第3項の規定に基づき、山本会長が飯田委員を会長代理に指名した。

議題（2）これまでに寄せられた府民意見について

- 事務局から、これまでに寄せられた府民意見について、主な新しい意見の紹介があった（資料1）。
- 委員から、府民の意見については事務局からの問い合わせに答えてきており、個々の意見にこの場で答えることはないが、心において検討をすすめるとの発言があった。

議題（3）試験処理の概要と本格処理における安全性の確認方法について

（試験処理結果について）

- 事務局から試験処理結果の概要及び詳細について説明があった（資料2-1、2-2）。
- 事務局から資料2-2 p44の飛灰の放射性物質濃度の測定結果について、セシウム134は不検出であったが、検出下限値の6を用いて計算すると、合計は15になると補足説明があった。
- 委員から試験処理中のデータが雨天の影響を受けていないかとの確認があり、事務局から 11 月 26 日の北港処分地の空間放射線量データのみが雨天時のデータのため、若干高くなっていると説明があった。
- 委員から放射性物質濃度の単位について Bq/kg[wet]（湿潤状態での測定値）を乾燥状態で換算して表示したほうが比較しやすいのではないかとの意見があった。
- 委員から、飛灰のデータを見ると、大阪の一般ごみに放射性セシウムがもともと入っており、日々変動していると思われるが、岩手県の災害廃棄物は一括して発生し、現地処理で攪拌されているため濃度が安定していると思われるため、大阪のごみの変動の影響を大きく受ける状況となっていると考えられることから、今後も精緻な測定を続けるべきか疑問であるとの意見があった。
- 委員から、有効数字を考慮すると、今回のデータで災害廃棄物からどれだけの放射性物質が発生したのかという値を出すことは難しく、また、大阪の一般ごみとほとんど変わらないと考えられると発言があった。
- 委員から舞洲工場の1・2号炉の位置関係について質問があり、大阪市から、同一敷地内に同じ設備が2系統あることの説明があった。

○委員から試験処理のスケジュールは想定範囲内であったのか、また本格処理のスケジュールの変更点等はあるかという質問があった。事務局から次のように説明があった。

①海上輸送は今回は初めてのケースであり、コンテナの積込作業にかかる時間の確認等を行ったため時間がかかったが、本格処理では時間が短縮されると思われる。②コンテナを積載した船には他の荷物も積載しており、他の港にも寄っていたが、本格処理では量が多くなるため、もう少し早く直接大阪に輸送できると考えられるので時間は短縮される。③舞洲工場は試験焼却では1炉しか用いなかったが、本格処理では2炉用いて混合焼却するため、処理のスピードが速くなると考えられる。

○委員から焼却灰を採取したタイミングについて確認があり、大阪市から通常 3 時間程度で投入したごみが燃えるので、サンプリングした時間には定常状態になっていると説明があった。

○委員から焼却灰を埋め立てた面積について質問があり、大阪市から試験処理後の焼却灰も含めて埋め立てたため詳しい量は分からないが、主灰と飛灰を合わせて 200 トン程度搬出し、ゼオライトを敷設した上に主灰と飛灰を分けて埋立場所が特定できるように埋め立てたと説明があった。委員から埋め立てられた焼却灰に試験処理以外の焼却灰が含まれていたのであればその部分は定常状態ではないが、それを考慮しても非常に小さい値であると発言があった。

○委員から作業員への影響についても問題ない程度ではないかという発言があった。

☆試験処理において、指針に定めた基準を全ての項目において下回っており、安全に処理できたことを確認できたという結論になった。

(本格処理における安全性の確認方法について)

●事務局から本格処理における安全性の確認方法について、指針に対する実施案とその考え方について説明があった。(資料3、資料の網掛け部分が論点。)

論点1 廃棄物の放射性物質濃度の測定方法について

○委員から岩手県では処理が進んでいてほとんどが木質であること、プラスチックや繊維は測定に必要な量を廃棄物の山から探す状態であること、他の自治体では大阪が受け入れる廃棄物と同じ廃棄物を組成比ごとに分類せずに測定しており、可燃物全体で測定していても非常に低い値しか出ていないというバックデータがあり、現実対応として実施案で十分ではないかという発言があった。

○委員から廃棄物の中で放射性物質濃度が不均一になっている可能性はあるかという質問があり、事務局から可能性があるとするれば土壌に放射性物質が吸着している場合であるが、土砂類は現地処理においてふるい落とされると説明があった。

☆受け入れる廃棄物の放射性物質濃度は、組成比ごとの測定ではなく、可燃物全体を測定する方法に代替することは問題ないという結論になった。

論点2 廃棄物の空間線量率の測定方法について

○委員からストックヤードに廃棄物が搬入される際に測定することにより、山の内部の様子を把握できるため、安全側ではないかという発言があった。

☆空間線量率は、廃棄物の山の周囲で物理的に測定できないので、廃棄物がストックヤードに搬入されてくる都度、概ね1日1回、合計10回以上山の正面から測定する方法で妥当であるという結論になった。

論点3 測定回数を減じる規定について

- 委員から測定回数を減じるための基準について質問があり、事務局から大阪府の発注の仕様における検出下限値としたい旨の説明があった。
 - 委員から全く測定しないということはあるかという質問があり、事務局から全く測定しないわけではなく、頻度を少なくするということであるという説明があった。
 - 委員から各項目は測定するが、測定回数を減じるという理解でよいかと質問があり、事務局から測定回数を減じるが、排水と排ガスについては3ヶ月平均値と比較するために月1回よりは減じることはないという説明があった。
- ☆安全性が十分確認できる状況であれば、効率的な測定を行うことは妥当であるという結論になった。

その他

- 委員から大阪市が「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に係る労働安全衛生指針」に基づき行う測定は、大阪府の指針に基づく測定とは別に行うことで安全側の担保をしているということとよいかと質問があった。大阪市から基本的には本日の審議内容をもとに考えたいが、飛灰のみ試験処理により数値が検出されているため、2～3月は状況を見たいと考えていると説明があった。
- 委員から作業される方の心配の解消のために作業現場の測定頻度を高く維持することは望ましいと発言があった。

議題（4）その他

- 特になし。